

令和 2 年 4 月 3 日  
出入国在留管理庁

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月、4月、5月又は6月中に在留期間の満了日（注）を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けます。

### ※ 4月3日変更点

5月、6月中に在留期間の満了日を迎える方についても、新たに取扱いの対象とするとともに、3月又は4月中に在留期間の満了日を迎える方も含めて在留期間満了日から3か月後まで受け付けることとしました。また、「短期滞在」の在留資格での在留中の方も対象に加えました。

（注）本邦で出生した方など3月、4月、5月又は6月中に在留資格の取得申請をしなければならない方を含みます。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています →

（法務省ホームページ）



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について



（日本語）

（英語）